

3月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第5号

第二次美祢市教育振興基本計画について

第二次美祢市教育振興基本計画を下記のとおり策定することについて、教育委員会の承認を求める。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 第二次美祢市教育振興基本計画（別添のとおり）

議案第6号

第二次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針について

第二次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針を下記のとおり策定することについて、教育委員会の承認を求める。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

- 1 第二次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針（別添のとおり）

議案第7号

美祢市立小中学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について

美祢市立小中学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

美祢市立小中学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市立小中学校に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山口県条例第11号）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第7号。以下「人委規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り等)

第2条 会計年度任用職員の週休日（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び校務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の週休日に限る。）、勤務時間及び休憩時間は、教育長が定める基準に従って、あらかじめ校長が定めるものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、4週間を超えない範囲内で定める期間について1週間当たりの勤務時間が38時間45分（パートタイム会計年度任用職員にあっては、人委規則第2条第1項の規定により定められた勤務時間。以下この項において同じ。）を超えない範囲内で、特定の週において38時間45分又は特定の日において7時間45分を超える勤務時間を定めることができる。

3 校長は、会計年度任用職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替を行うことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令)

第3条 人委規則第8条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(休日における勤務の命令)

第4条 人委規則第9条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(代休日の指定)

第5条 人委規則第10条第1項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

(代休日における勤務の命令)

第6条 人委規則第10条第2項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(年次有給休暇)

第7条 校長は、会計年度任用職員から人委規則第11条第2項の規定による年次有給休暇の請求があった場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

(年次有給休暇以外の休暇の承認)

第8条 人委規則第12条第4項の規定による承認は、校長が行うものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号

美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月25日

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和2年美祢市条例第6号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、東厚コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理その他必要な事項を定めるものとする。

(職員の職務)

第2条 所長は、上司の命を受け業務を掌理し、所属職員及び管理人を指揮監督する。

2 管理人は、上司の指示に従いセンターの業務に従事する。

(開館及び閉館)

第3条 センターは、次の日を除き開館する。ただし、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理上必要であると認めた場合は、臨時に休館し、開館し、又はこれを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第4条 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要であると認めたときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(使用の申請)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ使用（変更）許可申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第6条 教育委員会は、前条の申請書が提出された場合において適当と認めるときは、使用（変更）許可書（別記様式第2号）を申請者に交付する。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用するときは、許可書を携行し、管理人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の順位）

第7条 使用許可の順位は、申請順による。ただし、教育委員会が公益上、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用時間の範囲）

第8条 使用時間は、本来の目的に使用する時間のほか、準備及び設備等を原状に復するために要する時間を含めたものとする。

（使用の変更及び取消承認）

第9条 使用者は、その後やむを得ない理由により使用を変更する場合は、使用する日の5日前までに使用許可（変更）申請書（別記様式第1号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 使用者は、その後やむを得ない理由により使用できなくなった場合は、使用する日の5日前までにセンター使用取消承認申請書（別記様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第7条の規定により、使用料を減額し、又は免除するとき及びその額は、次のとおりとする。この場合において、算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業又は行事に使用するとき 使用料の全額
- (2) 市内の団体が市の行政活動の協力目的等のために使用するとき 使用料の全額
- (3) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が教育又は保育活動に使用するとき 使用料の全額
- (4) 市又は教育委員会が後援する事業又は行事に使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 国、他の地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公共的団体が市民の福祉向上のために使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
- (6) 施設の設置目的に鑑み、教育委員会が減額することが適当と認める団体が、当該団体の目的（営利目的を除く。）のために使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
- (7) 構成員の過半数が市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はその介護を行う者で組織された団体が使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
- (8) 構成員の過半数が市内に居住する65歳以上の者で組織された団体が使用するとき

使用料の2分の1に相当する額

(9) 構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で組織された団体が使用するとき
使用料の2分の1に相当する額

(10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に減額し、又は免除する理由があると
認めるとき その都度定める額

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、係員の指示に従うとともに次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けていない物品、印刷物等を掲示し、販売し、若しくは配布し、又はこれら
に類する行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

(3) 他の使用者に対して迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外でアルコール類の飲食をしないこと。

(5) くぎ付け、はり紙等建物その他物件を破損するおそれがある行為をしないこと。

(6) 設備を変更しようとするときは、管理人の指示を得ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に反する行為をしないこと。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条、第9条関係)

東厚コミュニティセンター使用(変更)許可申請書					
年 月 日					
美祢市教育委員会 様					
		申請者	住所 _____		
			氏名 _____ ⑤		
			自宅電話 _____		
			緊急連絡先 _____		
次のとおり使用(変更)したいので、許可くださるよう申請します。					
使用目的					
使用期間	月 日 午前・午後 時から		午前・午後 時まで		
	月 日 午前・午後 時から		午前・午後 時まで		
施設名	利用人数			附帯設備	
	男	女	計	設備名	利用の有無
会議室 1					
会議室 2					
会議室 3					
ランチルーム					
調理室					
音楽室					
図書室					

減額又は免除	
申請理由	

使用料	許可番号	第 号
室使用料	円	年 月 日
		%
許可条件(又は許可しない理由)		

※ 申請の際には、太枠内のみ記入してください。

別記様式第2号(第6条関係)

東厚コミュニティセンター使用(変更)許可書	
年 月 日	
様	
美祢市教育委員会	
次のとおり使用(変更)許可します。	

使用目的					
使用期間	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
	月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
施設名	利用人数			附帯設備	
	男	女	計	設備名	利用の有無
会議室 1					
会議室 2					
会議室 3					
ランチルーム					
調理室					
音楽室					
図書室					

減額又は免除申請理由	
------------	--

使用料	許可番号	第 号
室使用料	円	年 月 日
		% (使用料減免)
許可条件(又は許可しない理由)		

※ この許可書は、使用の前に必ず管理人に提示ください。

別記様式第3号(第9条関係)

東厚コミュニティセンター使用取消承認申請書			
			年 月 日
美祢市教育委員会 様			
		申請者	住所
			氏名 ㊟
		連絡先()	
次のとおり使用(変更)許可します。			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用目的			
使用期間	月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
使用場所	会議室 1・会議室 2・会議室 3・ランチルーム・ 調理室・音楽室・図書室		
その他の設備			
既納料金			
申請理由			
※ 処理	還付年月日	還付金額	備考
	年 月 日	円	

議案第9号

美祢市教育委員会行政組織規則及び美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会行政組織規則（平成20年美祢市教育委員会規則第4号）及び美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育委員会行政組織規則及び美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

（美祢市教育委員会行政組織規則の一部改正）

第1条 美祢市教育委員会行政組織規則（平成20年美祢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中の「事務局に事務局長を、必要に応じ事務局に事務局次長を」を「事務局に教育次長を、必要に応じ事務局に事務局長及び事務局次長を」に改める。

（美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正）

第2条 美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「局長印」を「教育次長印」に改め、「美祢市教育委員会局長之印」を「美祢市教育委員会教育次長印」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

美祢市学校運営協議会規則の一部改正について

美祢市学校運営協議会規則（平成20年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

美祢市学校運営協議会規則（平成20年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第10条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域学校協働活動に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号

美祢市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

美祢市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第18号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

美祢市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（在校等時間の上限）

第7条 校長は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 校長は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第12号

美祢市社会教育指導員等設置規則の一部を改正について

美祢市社会教育指導員等設置規則（平成20年教育委員会規則第22号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市社会教育指導員等設置規則の一部を改正する規則

美祢市社会教育指導員等設置規則（平成20年教育委員会規則第22号）の一部を次のとおり改正する。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「委嘱」を「任用」に改め、同条第3項中「非常勤」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第4条中「それぞれ2人」を「4人」に改める。

第5条中「1年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条の見出し及び同条中「解嘱」を「解任」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「報酬及び費用弁償」を「報酬等」に改め、同条を「指導員等の報酬、手当及び費用弁償については、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美祢市条例第13号）の定めるところによる。」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

美祢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

美祢市教育委員会事務決裁規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

美祢市教育委員会事務決裁規程（平成20年美祢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務局長」を「教育次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第14号

美祢市複式学級学習支援教員配置実施要綱及び美祢市学級支援補助員配置実施要綱の一部改正について

美祢市複式学級学習支援教員配置実施要綱（平成29年美祢市教育委員会訓令第3号）及び美祢市学級支援補助員配置実施要綱（平成29年美祢市教育委員会訓令第4号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市複式学級学習支援教員配置実施要綱及び美祢市学級支援補助員配置実施要綱の一部を改正する訓令

（美祢市複式学級学習支援教員配置実施要綱の一部改正）

第1条 美祢市複式学級学習支援教員配置実施要綱（平成29年美祢市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第4条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条及び第9条を次のように改める。

（勤務条件等）

第8条 支援教員の勤務時間、休暇その他の勤務条件等については、教育委員会が別に定める。

（報酬等）

第9条 支援教員の報酬、手当及び費用弁償については、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美祢市条例第13号）の定めるところによる。別表第1及び別表第2を削る。

（美祢市学級支援補助員配置実施要綱の一部改正）

第2条 美祢市学級支援補助員配置実施要綱（平成29年美祢市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

（勤務条件等）

第8条 補助員の勤務時間、休暇その他の勤務条件等については、教育委員会が別に定め

る。

(報酬等)

第9条 補助員の報酬、手当及び費用弁償については、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美祢市条例第13号）の定めるところによる。
別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

美祢市教育支援室設置要綱及び美祢市部活動指導員配置要綱の一部改正について

美祢市教育支援室設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第1号）及び美祢市部活動指導員配置要綱（平成30年美祢市教育委員会告示第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育支援室設置要綱及び美祢市部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示

（美祢市教育支援室設置要綱の一部改正）

第1条 美祢市教育支援室設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

2 心の広場指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

3 心の広場指導員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

（美祢市部活動指導員配置要綱の一部改正）

第2条 美祢市部活動指導員配置要綱（平成30年美祢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項を次のように改める。

部活動指導員の報酬、費用弁償については、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美祢市条例第13号）の定めるところによる。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条を次のように改める。

部活動指導員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

第3条を第4条とする。

第2条の見出しを（任用及び配置）に改め、同条第1項中「中から」の次に「、専門種目や派遣学校の意見を考慮した上で」を加え、「登録」を「任用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 部活動指導員は、教育委員会が必要と認める中学校に配置する。

第2条第3項を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（身分）

第2条 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第16号

美祢市温水プール管理員設置要綱の一部改正について

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成25年美祢市教育委員会訓令第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月25日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市温水プール管理員設置要綱の一部を改正する訓令

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成25年美祢市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項中「委嘱」を「任用」に改め、同条第2項中「非常勤の職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第5条第1項中「1年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同条第2項を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

（勤務条件等）

第6条 管理人の勤務時間、休暇その他の勤務条件等については、教育委員会が別に定める。

（報酬等）

第7条 管理人の報酬、手当及び費用弁償については、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美祢市条例第13号）の定めるところによる。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

別表を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 17 号

美祢市博物館等施設特別専門員設置要綱の一部改正について

美祢市博物館等施設特別専門員設置要綱（平成 25 年美祢市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市博物館等施設特別専門員設置要綱の一部を改正する訓令

美祢市博物館等施設特別専門員設置要綱（平成 25 年美祢市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項中「委嘱」を「任用」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

第4条中「1年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める。

第6条の見出し中「勤務」を「勤務条件等」に改め、同条第1項を「特別専門員の勤務時間、休暇その他の勤務条件等については、教育委員会が別に定める。」に改め、同条第1項各号を削る。

第7条の見出し及び同条中「解嘱」を「解任」に改める。

第8条を次のように改める。

第 8 条 特別専門員の報酬、手当及び費用弁償については、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美祢市条例第13号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

美祢市社会教育指導員等の任用について

下記の者を美祢市社会教育指導員及び社会教育専門指導員に任用したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 指導員等の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 指導員等の氏名

区 分	氏 名	所 属	備 考
社会教育指導員	齊藤 光雄	現生涯学習スポーツ推進課	再任
社会教育指導員	藤永 英子	現大嶺公民館館長・美祢市民館長	再任
社会教育指導員	高田 徹明	現美祢図書館長	再任
社会教育専門指導員	阿川 伸美	現生涯学習スポーツ推進課（花づくり）	再任

議案第 19 号

会計年度任用職員（美祢市温水プール管理員）の任用について

下記の者を美祢市温水プール管理員に任用したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 管理員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 管理員の氏名

氏 名	所 属	備 考
櫛崎 和美	現美祢市温水プール管理員	再任
三浦 洋介	現美祢市温水プール管理員	再任

議案第 20 号

美祢市博物館等施設特別専門員の任用について

下記の者を美祢市博物館等施設特別専門員に任用したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
柳井 有	現秋吉台科学博物館	再任
小田村 宏	現長登銅山文化交流館館長	再任
椿 徹	現長登銅山文化交流館	再任
村上 崇史	現文化財保護課	再任

議案第 21 号

美祢市学校医（内科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（内科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

- 1 学校医（内科医）の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（内科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
藤村 寛	医療法人社団 寛仁会 藤村内科クリニック	伊佐小学校
横山 幸代	三澤医院	厚保小学校 厚保中学校
山本 一誠	医療法人社団 恵水会 山本医院	大嶺小学校
中元 起力	中元医院	重安小学校 麦川小学校 伊佐中学校
白井 文夫	白井クリニック	於福小学校 於福中学校
原田 菊夫	医療法人 原田外科医院	豊田前小学校 大嶺中学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	大田小学校 綾木小学校 淳美小学校 美東中学校
坂井 久憲	医療法人社団 さかい内科クリニック	秋吉小学校 秋芳桂花小学校 秋芳中学校

議案第 22 号

美祢市学校医（歯科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（歯科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

1 学校医（歯科医）の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 学校医（歯科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
田中 康雅	医療法人 伊佐歯科診療所	伊佐小学校 豊田前小学校
辻 龍雄	つじ歯科クリニック	厚保小学校 厚保中学校
來島 孝晴	医療法人社団 玄晴会 きじま歯科クリニック	大嶺小学校 大嶺中学校 於福中学校
中嶋 文彦	美祢歯科医院	重安小学校 於福小学校
實能田 尚	みのだ歯科医院	麦川小学校 伊佐中学校
木林 弓人	みとう歯科医院	綾木小学校
橋本 正明	はしもと歯科医院	美東中学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	大田小学校 淳美小学校 秋吉小学校 秋芳桂花小学校 秋芳中学校

議案第 23 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（耳鼻科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

- 1 学校医（耳鼻科医）の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 2 学校医（耳鼻科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
樽本 俊介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	伊佐小学校 厚保小学校 豊田前小学校 伊佐中学校
狩野 有加莉	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大嶺小学校 厚保中学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大嶺小学校 厚保中学校
小林 由貴	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	於福小学校 大嶺中学校 於福中学校
山本 陽平	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	於福小学校 大嶺中学校 於福中学校
坂本 めい	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	大田小学校 美東中学校
松浦 貴文	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	綾木小学校 淳美小学校 美東中学校
眞崎 達也	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	重安小学校 麦川小学校 秋吉小学校
岩本 文	山口大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉科分野	秋芳桂花小学校 秋芳中学校

議案第 24 号

美祢市学校医（眼科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（眼科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

1 学校医（眼科医）の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 学校医（眼科医）の氏名

氏 名	所 属	担当校
三國 雅倫	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	伊佐小学校 重安小学校 於福小学校 伊佐中学校 於福中学校
湧田 真紀子	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	厚保小学校 麦川小学校 豊田前小学校 厚保中学校
宮寄 智景	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺小学校
山城 知恵美	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺中学校
青木 連	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大田小学校 綾木小学校 淳美小学校 美東中学校
東島 史明	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋吉小学校 秋芳中学校
小林 由佳	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋芳桂花小学校

議案第 25 号

美祢市学校薬剤師の委嘱について

下記の者を美祢市学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

1 学校薬剤師の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 学校薬剤師の氏名

氏 名	所 属	担当校
篠田 南海子	篠田薬局	伊佐小学校 伊佐中学校
真瀬 真佐子	_____	厚保小学校 麦川小学校 厚保中学校
川越 陽子	みね薬局	大嶺小学校 大嶺中学校 於福中学校
山本 淳子	クスリの岩崎チェーン	重安小学校
堀田 慶子	美祢社会復帰センター薬局	豊田前小学校
野山 友志	フラワー薬局ほたるの里店	大田小学校 美東中学校
永田 可奈子	美秋薬局	綾木小学校
北川 建	ファミリー薬局	淳美小学校 秋芳桂花小学校
玉井 賢悟	秋芳薬局	於福小学校 秋吉小学校 秋芳中学校

議案第 26 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市公民館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中本 喜弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

大嶺公民館

氏 名	所 属	備 考
柴崎 良子	地域審議会委員	
羽根 一孝	奥分住民代表	
中嶋 伊都子	民生児童委員	
岡 静江	西分住民代表	

伊佐公民館

氏 名	所 属	備 考
野原 昭文	伊佐地区社会福祉協議会副会長	
山田 泰子	美祢市母子保健推進協議会会長	
壹岐 公洋	伊佐小・中学校運営協議会委員	
倉重喜久男	伊佐スポーツ振興協議会部長	
中野 康昭	宇部マテリアルズ(株)美祢工場次長	

於福公民館

氏名	所属	備考
河村 節子	於福公民館利用者協議会役員	
野尻 渉	於福町スポーツクラブ会長	
山田 悦子	学識経験者	
西村 恭人	於福町子ども会育成連絡協議会副会長	
秋山 敬子	ボランティア友愛代表	

赤郷公民館

氏名	所属	備考
井上 敬	美東町青少年育成市民会議赤郷支部長	
柳井 良江	赤郷地区民生委員	
田辺 敏雄	学識経験者	
田辺 博通	赤郷地区青年会会長	

大田公民館

氏名	所属	備考
櫛崎 和美	大田ふるさと振興会会長	
松野登美子	学識経験者	

綾木公民館

氏名	所属	備考
宮崎 豊久	学識経験者	
礮部 浄子	学識経験者	

真長田公民館

氏名	所属	備考
児玉 明弘	真長田地区区長代表	
南波 幸恒	民生・児童委員地区代表	
堀田 健二	真長田地区体育振興会会長	
村田 誠也	真長田地区子ども会育成連絡協議会会長	
大橋 和希	スポーツ推進委員	

嘉万公民館

氏名	所属	備考
山本 則子	ボランティア厚東川	
山本 智子	地域振興に寄与する者	
田原 義寛	美祢市立秋芳桂花小学校 PTA 会長	
長澄 慎也	地域振興に寄与する者	
山本 倫顯	地域振興に寄与する者	

別府公民館

氏名	所属	備考
梨木 教史	別府地区子ども会育成連絡協議会会長	
長谷 京美	別府婦人会会長	
下井 克己	別府健寿会代表	
河野 治美	学識経験者	
杉山 秀幸	地域振興に寄与する者	

秋吉公民館

氏名	所属	備考
山縣 博行	学識経験者	
藤本 浩文	地域振興に寄与する者	
白井 寛之	秋吉小学校PTA会長	
小出 恵美子	秋吉婦人会代表	
野上 愛	地域振興に寄与する者	

岩永公民館

氏名	所属	備考
中村 保義	岩永地区ふるさとづくり推進協議会会長	
藤井 英典	岩永地区体育推進委員会委員長	
豊嶋 英雄	岩永地区ふるさと夏祭り大会櫓担当	
中野 容子	岩永クラブ代表	
武藤 康志	岩永地区農業委員	
岡村 宏文	岩永郵便局局長	

議案第 27 号

美祢市人権教育推進委員の委嘱について

下記の者を美祢市人権教育推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
中嶋 誠	大嶺公民館区	
池田 幸浩	伊佐公民館区	
藤永 白雄	於福公民館区	
馬屋原 眞一	厚保公民館区	
藤村 勤	赤郷公民館区	
南 順子	大田公民館区	
藤井 勝巳	綾木公民館区	
佐藤 和美	真長田公民館区	
田村 顕示	嘉万公民館区	
長谷 京美	別府公民館区	
木村 律子	岩永公民館区	

議案第 28 号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の委嘱について

下記の者を美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
宮崎 芳子	家庭教育アドバイザー養成講座修了者	再任
上利 真澄	家庭教育アドバイザー養成講座修了者	再任
田中 和代	家庭教育アドバイザー養成講座修了者	再任
安倍 悦子	市民福祉部 地域福祉課 家庭児童相談員	再任

議案第 29 号

美祢市立図書館あり方検討委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立図書館あり方検討委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を
求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
山根 文江	2 号委員（関係団体代表者）（読み聞かせの 会代表）	再任
野原 妙子	3 号委員（図書館利用者）（美祢地域）	再任
木村 幸子	3 号委員（図書館利用者）（美東地域）	再任
豊田 康恵	3 号委員（図書館利用者）（秋芳地域）	再任

議案第 30 号

美祢市スポーツ推進委員の委嘱について

下記の者を美祢市スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
村田 利雄	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
佐藤 裕志	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
中本 晃	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
山崎 吉洋	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
池田 寛治	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
石田 浩一	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
生田 康文	大嶺町スポーツ推進委員会委員	
西村 留夫	伊佐スポーツ振興協議会委員	
縄田 省紀	伊佐スポーツ振興協議会委員	
倉重 喜久男	伊佐スポーツ振興協議会委員	
山本 新也	伊佐スポーツ振興協議会委員	
伊賀 信之	伊佐スポーツ振興協議会委員	
福田 信義	豊田前地区ゆう・あい振興会委員	
河本 登	豊田前地区ゆう・あい振興会委員	

白井 隆夫	於福町スポーツクラブ委員	
恵本 益江	於福町スポーツクラブ委員	
今村 正人	厚保地区体育振興会委員	
高見 泰雄	厚保地区体育振興会委員	
山本 昭彦	厚保地区体育振興会委員	
藤岡 周志	厚保地区体育振興会委員	
嶋村 政次	厚保地区体育振興会委員	
杉山 秀明	赤郷体育振興会委員	
徳田 加奈代	赤郷体育振興会委員	
福田 隆宏	大田地区体育振興会委員	
藤井 真弓	大田地区体育振興会委員	
中嶋 博子	綾木体育振興会会員	
河村 修司	綾木体育振興会会員	
大橋 和希	真長田体育振興会会員	
石津 敦子	真長田体育振興会会員	
今橋 経子	真長田体育振興会会員	
末永 活己	秋吉地区体育推進委員会委員	
河村 富巳男	岩永地区体育推進委員会委員	
田原 敏恵	ウォーキングサポーター	
藤原 幸男	スポーツボランティア	
安部 由喜子	スポーツボランティア	
村木 孝志	スポーツボランティア	
石田 明美	スポーツボランティア	
横田 眞子	スポーツボランティア	

議案第 31 号

美祢市文化財保護審議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市文化財保護審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
藏本 隆博	秋芳町地方文化研究会会長	民俗文化財
木部 和昭	山口大学経済学部教授 (日本近代史、日本経済史)	有形文化財
森重 武久	美東町文化研究会顧問	
松井 茂生	秋吉台の自然に親しむ会事務局長	記念物
古屋 勝美	山口県樹木医監事	
亀谷 敦	元山口県立山口博物館学芸専門監	
池田 善文	美東町文化研究会会長	埋蔵文化財

議案第 32 号

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を
求める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
中原 和昭	美祢市社会教育委員会議議長	
坪井 正	学識経験者（生物学）	
松本 浩	防府市青少年科学館館長（地学）	
山本 勉	美祢市観光協会会長	